

「南房総市介護サービス事業所等感染防止対策支援補助金」

令和4年7月

1 目 的

新型コロナウイルス感染症拡大への備えとして、介護サービス又は障害福祉サービス事業を運営する事業者が、利用者や入居者が安心してサービスを利用することができる環境を整備すると共に、職員の感染予防や拡大防止を図るため、感染防止物品の購入費用の一部を補助します。

2 補 助 対 象 者

市内に事業所や施設があり、下記サービス等を実施する**事業者**が対象となります。詳しくは、別表1「補助対象となる事業所・施設一覧」を参照ください。

【高齢者関係施設】

- ・居宅系サービス事業所
- ・施設系サービス事業所

【障害者関係施設】

- ・通所系サービス事業所
- ・短期入所サービス事業所
- ・障害者施設等
- ・訪問系サービス事業所
- ・相談系サービス事業所

3 補助対象となる感染防止物品等

利用者や職員等の感染予防や拡大防止のため、**令和4年4月1日～令和4年11月30日までに**、別表2「対象となる感染防止対策物品等一覧」に記載する感染防止物品等の購入に係る経費（補助対象経費）とします。

（消費税、配送料、手数料等は対象となりませんのでご注意ください）

4 補 助 額

補助金の額は、補助対象者の事業所ごとに算出し、**補助対象経費の2分の1に相当する額（千円未満切捨て）と10万円を比較していずれか少ない方の額を補助**します。

なお、補助金の交付は**補助対象者につき、1年度に1回**とします。

また、交付申込時点で休止及び廃止した事業所・施設は補助対象事業所等から除外します。

5 補助金の申込方法

下記（1）～（3）の書類を作成のうえ、高齢者支援課に提出してください。

申請書兼請求書（第1号様式）は、補助対象者である施設の運営者が申請してく

ださい。

感染防止対策物品購入リスト（第2号様式）は、事業所ごとに必要な物品が異なるため、それぞれの事業所が経費を計上してください。尚、消費税は補助対象とはなりませんので、第2号様式の購入金額は消費税抜きの金額を記入してください。

- (1) 感染防止対策支援補助金交付申請書兼請求書（第1号様式）
- (2) 感染防止対策物品購入リスト（事業所・施設別）（第2号様式）
- (3) 感染防止対策物品等の購入に係る領収書等の支払をしたことが分かる書類の写し

（提出先）

上記必要書類を高齢者支援課まで提出してください。

提出先 〒294-8701 南房総市谷向100番地

南房総市 保健福祉部 高齢者支援課 宛

6 申請受付期間

令和4年12月20日まで

7 その他

振込口座は、指定金融機関の最新情報（金融機関名、支店名）を確認し、記載誤りや記載漏れがないようご注意ください。振込口座情報が正確でない場合は支払いができませんので、くれぐれもご注意ください。

8 お問い合わせ

南房総市 保健福祉部 高齢者支援課

TEL：0470-36-1152 FAX：0470-36-1133

E-mail：koreishashien@city.minamiboso.lg.jp